

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額（円）	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項（備考）
新サーバ電算室構築費用	高知赤十字病院 企画課 高知市新本町2丁目13-51	H22.10.10	NECアイテック株式会社四国支社高松支店 高松市中野町29番2号 高松パークビル	5,670,000	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため（機器製造メーカーであるため） （日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
高周波手術装置一式 （VIO300Dハイブリッドモデル）	高知赤十字病院 管財課 高知市新本町2丁目13-51	H22.10.19	株式会社末徳屋医療機店 高知市本町2-3-14	7,950,000	「入札をしても落札者がなかったため、交渉後、予定価格内にて随意契約とした」 （日本赤十字社会計規則施行細則第36条）	
経頭蓋ドプラ血流計測モニタリングシステム一式	高知赤十字病院 管財課 高知市新本町2丁目13-51	H22.11.11	株式会社末徳屋医療機店 高知市本町2-3-14	6,400,000	「入札をしても落札者がなかったため、交渉後、予定価格内にて随意契約とした」 （日本赤十字社会計規則施行細則第36条）	

## 備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。